Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について

１．就学援助制度の周知方法

都道府県	市区町村名	（１）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○）	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
19	19	14	5	7	11	11	14	19	1	0	6	6	0	1	17	0	1	1	11	2	8	0	0	0	0	1	1	5	3	9	17	5	3	3
島根県	松江市	○	○	○	○	○		○			○	児童扶養手当申請時に案内。死亡届、離婚に伴う手続き一覧に記載。市内保育所・幼稚園に属する５才児保護者へ配布される冊子に掲載。			○						○							○	○	○	○	○		
島根県	浜田市	○		○	○	○	○	○							○						○									○	○			
島根県	出雲市	○	○		○	○		○							○						○										○	○		
島根県	益田市	○			○	○	○	○			○	児童扶養手当申請時等に案内。			○				○										○	○	○			
島根県	大田市	○		○	○	○	○	○									○	年度当初分と小学校新1年生分に申請締切を設け、その後年度途中の申請も随時受付。	○									○		○	○	○		
島根県	安来市	○	○		○		○	○			○	福祉課等関係課より制度説明の書類を配布。			○				○							○	申請を希望する者がオンライン申請により教育委員会へ提出			○	○		○	就学予定者及び在校生全員に制度のパンフレットと申請書を配布している。
島根県	江津市	○	○		○		○	○							○				○												○	○		
島根県	雲南市	○		○		○		○							○						○							○			○	○		
島根県	奥出雲町					○	○	○			○	小学生新入生には、入学前に幼児園にて制度の書類を配布している。			○				○												○			
島根県	飯南町							○			○	・就学時健康診断の案内文書と併せ就学援助制度の書類を配布 ・転入時に就学援助制度の案内と書類配布			○					○											○		○	学校より、支援が必要と判断した家庭へ制度の紹介を行っている。
島根県	川本町	○		○	○			○			○	年に2回、全保護者へ書類を送付。			○						○									○	○			
島根県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○						○				○	○	○							○		○	○			
島根県	邑南町	○		○	○	○	○	○							○				○											○	○			

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
19	19	14	5	7	11	11	14	19	1	0	6	6	0	1	17	0	1	1	11	2	8	0	0	0	0	1	1	5	3	9	17	5	3	3
島根県	津和野町					○	○	○							○				○												○		○	周知文書を色紙で印刷し、他の文書より目立つように工夫している。
島根県	吉賀町	○			○	○	○	○							○						○								○	○	○			
島根県	海士町						○	○							○				○												○			
島根県	西ノ島町	○					○	○							○				○									○						
島根県	知夫村						○	○						○							○													
島根県	隠岐の島町	○					○	○							○				○												○			

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																							
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由 （あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
19	19	16	2	1	0	0	0	0	16	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	14	0	7	6	5	12	11	1	3	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1	1
島根県	松江市	○							○											○		○	○	○	○	○		○			○	市内保育所・幼稚園に属する５才児保護者へ配布される冊子に掲載。								
島根県	浜田市	○							○										○			○			○														
島根県	出雲市	○							○											○			○		○	○													
島根県	益田市	○							○											○					○	○													
島根県	大田市	○							○											○		○		○	○	○													
島根県	安来市	○							○											○			○		○														
島根県	江津市	○							○											○			○		○														
島根県	雲南市	○							○											○		○		○		○				○									
島根県	奥出雲町	○							○											○						○	○												
島根県	飯南町	○							○											○					○														
島根県	川本町	○							○											○					○														
島根県	美郷町	○							○											○		○	○	○	○	○													
島根県	邑南町	○							○										○			○			○	○													

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの１つに○）																																							
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給をしておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
19	19	16	2	1	0	0	0	0	16	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	14	0	7	6	5	12	11	1	3	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1	1
島根県	津和野町	○							○											○						○				○									
島根県	吉賀町	○							○											○			○		○	○		○											
島根県	海士町			○																																		○	支給対象者が少なく、要望もないため。
島根県	西ノ島町		○							○																													
島根県	知夫村		○									○																											
島根県	隠岐の島町	○							○											○		○		○		○		○											

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）の力の内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	工．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	工．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	工．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	工．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
19	19	16	2	1	0	0	0	0	16	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	14	0	0	0	0	0	1	1
島根県	松江市	○							○											○							
島根県	浜田市	○							○										○								
島根県	出雲市	○							○											○							
島根県	益田市	○							○											○							
島根県	大田市	○							○											○							
島根県	安来市	○							○											○							
島根県	江津市	○							○											○							
島根県	雲南市	○							○											○							
島根県	奥出雲町	○							○											○							
島根県	飯南町	○							○											○							
島根県	川本町	○							○											○							
島根県	美郷町	○							○											○							
島根県	邑南町	○							○										○								

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
19	19	16	2	1	0	0	0	0	16	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	14	0	0	0	0	0	1	1
島根県	津和野町	○							○											○							
島根県	吉賀町	○							○											○							
島根県	海士町			○																						○	支給対象者が少なく、要望もないため。
島根県	西ノ島町		○							○																	
島根県	知夫村		○									○															
島根県	隠岐の島町	○							○											○							

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付金	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			
19	19	19	19	19	18	19	19	7	6	16	19	7	6	8	15	7	4	2	0	3	10	13	0	10	0	19
島根県	松江市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				○	1		○治療費、介護費、連帯保証人となる保証契約を締結したことに伴い生じた保証債務在しくは賠償金等、財産を形成しない高額の支払い債務を負っている者○生計を維持する者の傷病、死亡、失踪、離婚、夫業等の事由により収入が急激に減少した者○風水害等により、家屋等に甚大な被害を受けた者で、次に掲げる事由に該当する者　ア家屋の流出、倒壊等により生活の本拠を失い、生計の維持が著しく困難となった者　イ田畑、山林、営業所等を失い、生計の維持が著しく困難となった者　ウその他、アヌはイと同等の状態であると認められる者		0
島根県	浜田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	1		その他教育委員会が特に支給を必要と認める者		0
島根県	出雲市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						○			教育委員会が適当と認めた者。		0
島根県	益田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1				0
島根県	大田市	○	○	○	○	○	○				○				○		○					1				0
島根県	安来市	○	○	○		○	○			○	○										○			教育委員会が適当と認める者。		0
島根県	江津市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○						1				0
島根県	雲南市	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○				○	○	2		特に教育委員会が認めた者		0
島根県	奥出雲町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○		1				0
島根県	飯南町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○	○			生活困窮世帯（所得が生活保護基準額に1.3の係数を掛けた額未満である世帯又は1.3倍を超えている世帯のうち第三者（民生児童委員等に）による証明又は助言等のある者）		0
島根県	川本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○				○	1		家計の急変により、経済的に困窮している者		0
島根県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○			○					○					○	1		教育委員会が家庭の状況を鑑み認否を決定		0
島根県	邑南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						2				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和7年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付	ソ．生活保護の基準額に係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			
19	19	19	19	19	18	19	19	7	6	16	19	7	6	8	15	7	4	2	0	3	10	13	0	10	0	19
島根県	津和野町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					○	1		教育委員会が家庭の状況を鑑み認否を決定		0
島根県	吉賀町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0
島根県	海士町	○	○	○	○	○	○			○	○															0
島根県	西ノ島町	○	○	○	○	○	○			○	○				○											0
島根県	知夫村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			収入が少なく、経済的に困難な状況にあると認められるもの		0
島根県	隠岐の島町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○					1				0

| 都道府県 | 市区町村名 | 5．令和７年度準要保護就学援助額 | | |

| 都道府県 | 市区町村名 | 5．令和７年度準要保護就学援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （１）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （１）費目毎の援助額 | | |

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
19	19	1
島根県	松江市	
島根県	浜田市	
島根県	出雲市	
島根県	益田市	
島根県	大田市	物価の高騰や若年層の貧困が問題となっており、より安心して就学してもらえるよう支給基準・支給額の見直しを検討中。 （現在は生活保護基準額に対する所得の割合が、1：1倍未満は満額支給、1.1～1.2倍の範囲の世帯は3割支給を行っているが、5割支給を廃止し、1.2倍以下満額支給とすることを検討中。）
島根県	安来市	
島根県	江津市	
島根県	雲南市	
島根県	奥出雲町	
島根県	飯南町	
島根県	川本町	
島根県	美郷町	
島根県	邑南町	

6．その他

都道府県	市区町村名	障害者虐待防止法・障害者差別解消法関係職員等による障害者に対する虐待・差別について、これまでの相談への適切な対応のための体制状況
19	19	1
島根県	津和野町	
島根県	吉賀町	
島根県	海士町	
島根県	西ノ島町	
島根県	知夫村	
島根県	隠岐の島町	